平成27年上里町教育委員会第4回定例会会議録

上里町教育委員会

平成27年第4回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成27年4月27日(月)午後3時場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事
 - (1) 議案第19号 平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (2) 議案第20号 平成27年度奨学資金貸付選考の意見について
 - (3) 議案第21号 上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第22号 上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について
 - (5) 議案第23号 第15採択地区教科用図書採択協議会規約について
 - (6) 報告事項専決第1号上里町スポーツ推進員の委嘱について
 - (7) その他
- 4 教育長報告
- 5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 平成 年 月 日() 時 分

6 閉 会

【休憩】

○ 教育委員会報告·連絡会議

平成27年第4回上里町教育委員会会議録

招	招集月日 平成27年4月27日(月)			萔	3集場所	上里町役場教	育委員会室		
会	会議日程 開 会 午後3時00分					閉 会	午後4時	15分	
招	集者及び宣告者	委員長	長 安藤寛和			議長	委員長 多	安藤寛和	
	教 育 委 員				学校教	育課長	〇谷木	章二	
委	委 員 長	〇 安	藤 寛 和	説	出	学校教育	指導室長	○福島	彰
員	委員長職務代理者	O ЛІ	浦 計 男	明	席	学校教育	育課長補佐	〇 間々田	由美
出席	委員	〇 保	坂 真 哉	の	し	学校教育	育指導主事	〇 赤石	貴志
米	委 員	○ 清	昌 道	た	た	学校教育	育指導主事	〇 新津	善彦
況	教育長	0 下	山 彰夫	め	職	生涯学	習課長	〇 金井	孝
	※出席者〇)印・欠席	者×印	に	員	郷土資料		〇(金井	孝)
				·		郷土資料	料館参事	× 丸山	
	1. 開会 🦸	委員長	ただ今の出	席委	員は	5名であり)ます。		
			地方教育行	丁政の	組織	及び運営に	こ関する法律領	第13条第2	項に規
			定する定数に	 Ľ達し	ており	ります。			
会			ただ今より)、平	成 2	7 年 4 月 9	第4回上里町	教育委員会定	例会を
			開会いたしま	きす。					

議	2. 前回会議録の)承認							
		 委員長	前回の会議	義録の	承認り	こついて、	お諮りいた〕	します。	
			承認いただ	ごけま	すで	しょうか。			
進									
Ų		了委員	<	(異議	なし	>			
,_	-	委員長	前回の会議	銭録は:	承認 る	されました	た。関係者は行	後程、署名を	お願い
行			します。						
				<委員	長・	教育長・	会議録調整者	·署名>	
状	3. 議事	委員長	議事に入り	ます。					
			議案第19	号平原	戊27	年度要保	護及び準要保	護児童生徒の	認定に
			ついての件を	議題と	としま	す。			
況			関係職員(雪	学校教	育課、	指導室)以	人外の職員の退	席をお願いい	たしま
			す。						
				<関係	系職員	以外の職」	員 退席>		
	-	委員長	事務局よ	り提到	を並び	に提案理	由の説明を求る	かます。	

	学校教育課長補佐	議案第19号平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定
		についてでございます。
		上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に
		第1項に基づき、別紙のとおり認定するので議決を求めるものでご
		ざいます。
		提案理由としましては、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、
会		学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものでございます。
***************************************		内容について説明申しあげます。

***************************************		<資料に基づき詳細を説明>
=>4		
議		それでは、準要保護児童生徒20件の認定と不認定1件、要
		保護児童生徒の2件の認定について、よろしくご審議をお願い
		いたします。
進	委員長	はい、ありがとうございました。事務局から説明をいただき
		ました。委員さんから質問等ございましたらよろしくお願いい
		たします。
	教育委員	<質疑応答>
行		
	委員長	他に質問等はありませんか。
	教育委員	<質疑なし>
状	委員長	それでは、議案第19号平成27年度要保護及び準要保護児
		童生徒の認定についてございますが、準要保護児童生徒20件
		の認定と不認定1件、要保護児童生徒の2件の認定について、
		議決することでよろしいでしょうか。
況		
-	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は、議決いたします。今後の手続きについては、よろし
		くお願いいたします。
	委員長	続きまして、議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考の

		意見についてを議題といたします。事務局に説明をお願いい
***************************************		たします。
	学校教育課長補佐	議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考における意見につ
		いて、平成27年度上里町奨学資金貸付申請について、上里町奨学
		資金貸付条例第3条の規定により、教育委員会の意見を求めるもの
会		であります。提案理由は、上里町長より平成27年度上里町奨学資
***************************************		金について、教育委員会の意見を求められたので、本案を提出する
***************************************		ものであります。意見を求める通知については、次のページのとお
***************************************		りでございます。
議		今回の貸付申請者については、3ページをご覧いただきたいと思
→ 一		います。本年度5件の申請がありました。大学生が2名、専門学校
		生が3名となっています。それぞれにつきまして学校からの推薦調
		書、所得内容等の審査をいたしました。奨学資金貸付金につきまし
		ては、所得基準が1.8となっております。申請のあった方々につ
進		いては、所得基準以下となっておりますので、今回5件の方々につ
***************************************		いては、奨学資金の貸付を行いたいと思っております、
***************************************		以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしま
		す。
行	委員長	説明ありましたとおり、今回5名の申請がありました。
***************************************		いずれも、所得基準1.8を下まわっておりますので、申請
		の奨学資金の貸付対象となるものでございます。
		ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
状		
	教育委員	<
	委員長	それでは、議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考にお
		ける意見を求められたことについては、5名から提出された上
況		里町奨学資金貸付申請について承認することで決定いたしま
***************************************		す。
	¥44. 7 238 € 4471.	より アート マン・・ナート ニータ (4) の (4) (1) トー・ナー・ マ
	学校教育課長補佐	ありがとうございました。この後の貸付金につきまして、ご
		意見を頂戴したいところがありまして、お話をさせていただき
		たいのですが、よろしいでしょうか。

	委員長	はい、お願いいたします。

**********	学校教育課長補佐	奨学資金貸付金につきましては、貸付条例施行規則の中に、
		貸付申請に要する提出資料がございまして、まず貸付申請書、
************		、推薦調書というのは現在在学している学校、若しくは卒業した高
************		校の推薦調書をいただいております。6カ月以上里町に居住してい
会		るということですので、住民票が必要となっております。現在住民
		票については、こちらで確認がとれれば省略させていただいてる状
		況です。申請書と推薦調書は必ず必要となるものです。今回の貸付
		金の申請の中において、現在高校を中退してしまって、そのあと、
議		大学検定試験を受け、その試験に合格して大学に行かれたお子さん
哦		がいます。その方が新一年生になるので貸付金を借りたいというこ
		とで申請をしました。施行規則のなかにある推薦調書を作成してい
		ただく場所が、直近の高校は中退していますので既に5年を経過し
		てしまっていることと、現在まだ大学にもいっていないので、書い
進		ていただくことが出来ない。ただ認定試験を合格したので大学を受
		ける資格があって、受けて合格した。この場合に推薦調書に変わる
		ものが何か出来ないのかということで、事務担当としては協議をさ
		せていただいて、在学証明書は、在学することにおいて発行されま
		すが、こういう状況なので、推薦調書に代わるものを、学校に書い
行		ていただいて、推薦調書に代えさせていただければと思いまして相
		談をさせていただいたものです。
		やはり大学も入ったばかりの人間に対して、貸付金の申請に要す
		るものを作成することは出来ないということでお断りがありまし
\L\2		た。そうすると、何をもって推薦調書に代えることができるのかと
状		いうことで、ひとつは、大学受験認定試験を受けて受かった合格証
		書など付けていただいて、推薦調書が作成できない理由を本人に書
		いていただいて、それをもって、所得基準等を添付した中で教育委
***************************************		員会において判断していただく方法もいかがかなとうことで、ご本
況		人様には相談したのですけれど、認定調書が手元に無いということ
		で、それはどういうことか分からないのですけれど、試験を受ける
		ときに出してしまうのか。無いということで、今日その話があった
		ので、インターネットで確認したところによると再発行はしてくれ
		るということで、郵送で送ってくれれば再発行をしてくれるという
		ことなんです。文部省へ確認したところです。
		今後、学校を退いてしまって、今後勉学を志した時に、大学

		へ行かれる方も出てくる可能性も無いとは言えませんので、
****		その時にこの推薦調書に代わる書類として、推薦調書が提出で
****		きない本人の理由書と、認定証書の写しなりを、出していただ
****		いて対応するということで、形が整いますのでよろしくお願い
****		いたします。
****		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
会	委員長	
****		たします。

		<関係職員以外の職員 入席>
議	委員長	続きまして、議案第21号上里町教育委員会傍聴人規則の一
		部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を
		お願いいたします。
進	学校教育課長補佐	議案第21号上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する
		規則について、提案理由でございますが、地方教育行政の組織
		及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたい
		ので、本案を提出するものである。
		概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する
行		法律の一部改正により教育委員長制度が廃止され、教育長が教
		育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなった
		ため、本文中の委員長の用語を教育長に改めるものでございま
		す。併せて用語の整備をするものでございます。
		内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。第2条で
		ございます。見出し中(手続き)の送り仮名を削り(手続)と
		し、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改めるものでござ
		います。第5条につきましては、本文中「委員長」を「教育長」
		に、「恐れ」を「おそれ」に改めるものでございます。第6条で
況		は、本文中「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。
		最後に附則でございますが、附則第1項では、この規則は地
		方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
		の施行日から施行する。
		附則第2項では、改正法附則第2条1項の場合においては、
		この規則による改正後の上里町教育委員会傍聴人規則の規定は
		適用せず、この規則による改正前の上里町教育委員会傍聴人規

		則の規定は、なおその効力を有するものとして規定しており
		ます。以上で、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する
		規則についての提案及び説明とさせていただきます。よろしく
		お願いいたします。
		説明ありがとうございました。
会		上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部
		改正に伴ないまして、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正す
		る規則の改正がありましたので主な提案がされました。
		質問等ありませんか。
議		
成	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規
		則について原案のとおり議決することでよろしいでしょうか。
進		
	教育委員	< 異議なし >
	委員長	本案は原案のとおり決定しました。
行	委員長	続きまして、議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤
******		務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について
		を議題といたします。事務局に説明を求めます。
	生涯学習課長	議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他
		勤務に関する規則の一部を改正する規則についてであります。
		提案理由といたしましては、上里町職員の勤務時間、休日及
		び休暇に関する条例第2条第1項に基づき上里町社会教育指導
		員の勤務時間を改めるため本案を提出するものでございます。
況		改正内容につきましては、第4条中「週24時間」を「週2
		3時間15分」に改めるものでございます。
		裏面の新旧対照表でございますが、第4条といたしまして、
		社会教育指導員は、週24時間を下まわらない時数を勤務する
		ものとする。改正後については、週23時間15分を下まわら
		ない時数を勤務するものとする。と改正するものであります。
		これにつきましては、1日8時間計算をしておりましたが、

		日7時間45分計算による3日間の勤務条件になるものでござ
*********		います。以上で説明とさていただきます。
**********		います。例上で配列ときていたださます。
	安貝以	っておりました。それが、1日7時間45分となりましたため
**********		に週23時間15分になったものでございます。これにつきま
会		しては、上里町職員の勤務時間等が変わりますので社会教育指
		導員の勤務時間が変わるものでございます。
*********		等員の勤務时间が変わるものでこさいます。
	★무 目	フトベル・学安体ののロ「田町サ人地本地道里の外上・単数タル
	委員長	それでは、議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件
議		その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について、原案のと
		おり議決することで決定してよろしいでしょうか。
**********	サルナ エロ	
	教育委員	< <異議なし>
	エ ロロ	Letts 1. 24 74 6 1 2 1 1
進	委員長 	本案は議決されました。
		(オンナ) イー発力(4000円) オートが打して払り 日回事が打力
	委員長	続きまして、議案第23号第15採択地区教科用図書採択協
		議会規約についてを議題といたします。学校教育指導室より説明なお際ないなります。
		明をお願いいたします。
11	兴松 本 大化诸今目	送安笠 0 9 日笠 1 F 短扣地区数到 田园 事权扣协送入报始) z 。
	学校教育指導室長	議案第23号第15採択地区教科用図書採択協議会規約につ
		いてご説明もうしあげます。 #安理中美教教会談院の教科田図書の無償世界に関する法
		提案理由義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法
状 -		律第13条第4項の規定による協議を行うため、別紙のとおり 大会は担いするよのではいます。
		本案を提出するものであります。
		これにつきましては、平成28年度に中学校で使用する教科
		用図書を採択するにあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無常は関するは、
		賃措置に関する法律第13条第4項の規定による協議を行うた
況		め、採択協議会の規約の制定の承認をいただきたく提出するも
		のでございます。
		教科書無償法の関係があり、平成27年4月より施行されま
		す。具体的に申し上げますと、教科書無償法の第13条第6項
		でありますが、採択地区が2つ以上の市町村の区域を併せた区
		域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議
		により規約を定めなくてはならないとなっております。

		本町が所属しております第15採択地区には、合計4市町の
		教育委員会で構成されておりますので、この法律改正を受けて、
		この提案をさせていただいております。なお、本庄市、神川町、
		美里町におきましても、教育委員会におきまして同じ規約を承
		認していただくことで、第15採択地区の規約が成立するもの
		であり、各市町におきまして提案がされております。
会		第1条では、設置について規定しております。第2条におい
		ては、第15採択地区の4つの構成教育委員会を定めておりま
		す。第3条、第4条では、委員8人をもって組織する。委員の
		選任について規定しております。第5条では、会長の職務につ
議		いて、第6条では、協議会の庶務についてを規定しております。
时		第7条については、会議の招集について、第8条については、会
		議の運営について規定しております。会議は会長が招集するとなっ
		ております。昨年度と同様に2回の会議を想定しております。
		第9条では、教科用教科書の選定の方法を規定しております。
進		協議会では、各市町村立小中学校の教員を専門委員として委嘱
		し、全ての教科用図書において、調査研究と調査結果報告を依頼い
		たします。さらに、各中学校や埼玉県教育委員会からの調査研究結
		果も参酌し、教科用図書を選定いたします。それについて、第11
		条(専門員)、第12条(学校の調査研究)を規定しております。
行		また、第10条では、協議会で選定した教科用図書においては、種
		類や、選定した理由を教育委員会へ通知する。第14条では、議事
		録と資料の公表をについて、各教育委員会において採択された後、
		遅滞なく公表することを規定しております。最後になりますが、こ
ᄱ		の規約は、平成27年5月1日から施行になります。
状		第4条にございます。上里町教育委員会からの選任については、
		規約が承認された後提案させていただきます。
		以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきたく
		お願い申し上げます。
況		
	委員長	説明ありがとうございました。重要な内容でございますけれど、
		事務局から説明のあったとおり、教科書採択にあたって、4市町で
		第15採択協議会が構成されているもので、それによって教科書採
		択を行っていくものでございます。何か質問等ございましたらよろ
		しくお願いいたします。

		この協議会委員8人というのは、各4市町の教育委員会で2名づ
		つということですか。
	学校教育指導室長	はいそうです。第4条にありますように、1名は各教育委員会教
		育長ですから、4名はこれで決まっております。2項の関係市町村
		教育委員会が選出する関係市町教育委員会の委員が各1名となり
会		まして併せて8名になるものであります。

******	委員長	各市町の教育長さんが4名と各教育委員会が今後選ぶ教育委員
******		さん4名となっておりますので了解をお願いいたします。
議		質問等はございませんか。
14X		
	教育委員	<質疑なし>
******	委員長 	それでは、議案第23号第15採択地区教科用図書採択協議会規
進		約を制定することについて意見を求めることについては、制定し、
		議決承認することで決定してよろしいでしょうか。
******	教育委員 	< <異議なし>
 	7.0 8	
11	委員長 	本案は原案のとおり承認されました。
	壬 巳 巨	佐いて 却仕事項ベングいナナが 古油笠1日[田町っぱ
	委員長 	続いて、報告事項でございますが、専決第1号上里町スポー ツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説
		明をお願いいたします。
状一		りなる原文・バースとより。
	上加了日秋人	いて、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第
		2 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3
況		項の規定によりこれを報告するものでございます。
101		理由及び事務処理状況でございますが、上里町スポーツ推進
		員の任期満了に伴う委嘱について、1名の欠員が生じておりま
		したが、町の行事遂行上のことから緊急性を要し、かつ、教育
		委員会を招集する時間がないため、平成27年4月1日上里町教
		育委員会名でスポーツ推進委員の委嘱を専決処分したものでご
		ざいます。

		スポーツ推進員の定員は15名でございます。その内14名
********		について3月の定例教育委員会に議案としてお諮りいたしまし
********		た。今回欠員の1名につきましては、4月1日におきまして、
********		上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の
********		規定により専決処分をさせていただいたものでございます。
		専決処分をさせていただきました上里町スポーツ推進員でご
会		ざいますが、任期が平成27年4月1日から平成29年3月3
********		1日までの2年間でございます。氏名が蔵内歩、25歳、性別
		は女性でございます。住所は上里町大字神保原町421の12
		でございます。以上で報告説明とさせていただきます。
議	エ ロ 日	+ h x l 2 ~ x l , + l + + h + + + + + +
	委員長 	ありがとうございました。スポーツ推進員が1名欠員であっ
********		たところ、その後、後任が決定されたということで報告があり
********		ました。各委員さんにおかれましては、ご承知いただきたいと
		思います。
進		
	教育長 	ちなみに蔵内歩さんは空手の有段者であります。兄さんは国体の
*********		選手でありました。神保原地区からスポーツ推進員を選ばなくては
		ならないということで選任をしておりました。なかなか該当者がい
		なかった状況です。前回の教育委員会以降本人の了承をいただけま
行		したので委嘱をした次第であります。
	委員長	説明ありがとうございました。専決処分の報告については以
		上で終了いたします。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	委員長	続きまして、議事として他にありますでしょうか。
	学校教育指導室長	議案第23号の第15採択地区教科用教科書採択協議会規約
		につきましては、ご承認いただきありがとうございました。
況		早速でございますが、第15採択地区教科用図書採択協議会
		委員の選出についてをお願いしたいものでございます。
	委員長	それでは、議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議
		会委員の選出についてを議題といたします。事務局より説明を
		お願いいたします。

	学校教育指導室長	議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選
		出についてでございます。提案理由といたしましては、第15
		採択地区教科用図書採択協議会委員を選出したいので本案を提
		出するものであります。
	委員長	議案第24号として説明をされましたが、教科書採択の関係
会		で、第15採択地区で、教科用図書採択協議会の委員の選出に
		ついての議題が出されました。議案第23号では、8名の委員
		で構成するとなっておりましたが、4名については、各市町の
		教育長にお願いするということで決定しております。残りの4
議		名については、教育委員の中から選出するということでござい
时发		ました。その委員を選出いていただきたいということでよろし
		いでしょうか。
	学校教育指導室長	はい。よろしくお願いいたします。
進		
	清委員	新たな教育委員委員長制度が無くなって、新教育長さんにな
		った地区はあるのでしょうか。
_		
	教育長	この児玉郡、本庄市地域ではありません。他の地域ではあり
行		ます。
	川浦委員	採択協議会委員には、安藤委員長でお願いいたします。
状	保坂委員	お願いいたします。
	委員長	他にご意見はございませんか。
	教育委員	<質疑なし>
況		
	委員長	それでは、議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議
		会委員の選出については、上里町教育委員会教育委員である安
		藤が選出されました。
		僭越ではございますが、私でよろしければ務めさせていただ
		きます。よろしくお願いいたします。

	委員長	続きまして(7)その他についてでございますが、何かあり
		ますでしょうか。
		<特にありません>
	委員長	それでは、(7)その他については終了いたします。
会		
	委員長	続きまして、4教育長報告についてであります。下山教育長
		よろしくお願いいたします。
議	教育長	最初に一つ目でありますが、町村の教育長会議の教育長協議
H3/X		会が4月15日に嵐山町で開かれました。
		その時の県の教育長のあいさつの中で話が出ましたのが、こ
		れからの埼玉の教育をどうしていくのか。ということの話をさ
		れておりました。要するに、改革の嵐がきます。今以上に激し
進		くなります。一つは ICT 化とグローバル化の進展です。ICT は、
		いわゆる情報関係です。特にグローバル化の進展の中で、大き
		く影響してくるのが、生産人口の減少です。人口減少による生
		産人口が少なくなると、外から入ってくる人間が増えてくると。
		いよいよグローバル化が目の前にぶら下がってくるでしょう。
行		そういうグローバル化に向けて、子供たちをどう育てたらいいの
		か、という事が非常に大きな課題となってくる、ということです。
		その中でいつも言っているのが、自助、共助、公助、この3つの言
		葉に結びついた教育をしていかなくてはならない。
		いわゆる自助というのは、知・徳・体といわれる自分の生き方の
		問題です。
		共助というのは、学び合いの話、公助というのは、社会に対して
		どう貢献できるか、という社会貢献の度合いをどれだけ子供たちに
		付けさせてあげられるかということを、埼玉教育を進める中で考え
況		て欲しい。市町村教育委員会にもそれを要請したい。
		教育委員会では、自助・共助・公助の教育について、学校へどん
		どん伝えていき、子供たちを育てなくてはならないと考えておりま
		す。特に、この中の共助と公助、この力を付けなくてはならないと
		言われております。何故かというと、自助、いわゆる知・徳・体は、
		埼玉県は、全国トップレベルなのだそうです。
		上里町を見てみますと、この自助の部分に課題があると思いま

		す。知・徳・体ですが、特に知の部分を育てなくてはならない。そ
		ういう大きな課題があります。
		それから、今年から、新しい県の学力学習状況調査が、小学校4
		年生以上を対象にして国語と数学、中学校は英語が4月16日に実
***************************************		施されました。
		これは、なぜ4年生以上かというと、経年変化、一人一人の学力
会		を追跡しようということです。テストの形式も、今までのテストで
		すと全員が同じ問題でしたが、今回の県の学力テストは、一つのク
		ラスの中で3パターンのテストをしております。隣の子供と違うテ
		ストをしている訳です。
議		
时戈	清委員	これは、選択制ですか。
	教育長	選択制では無くて決められているものです。
		要するに、一つのペーパーだけで、同じ問題だけですと、そ
進		れだけの学力になるのではないですか。そうでは無くて、色々
		な知力を求めるため、傾向の違う問題を出していこうというこ
		とです。それを行うことによって、一人一人を追跡していこう
		という話です。
		7月の始め頃には荒結果がでてきます。かなりシビアな求めがで
行		てくるのではないかと思います。
		もう一つは、教員が研究した内容を共有して欲しいということ
		です。財産の共有化といったらいいのでしょうか、一人一人の
		教員は一生懸命研究していますが、研究したことが、隣の教員
		に波及されていない。学校の中で活かされていない。町の中で
		活かされていない。
		極端なことを言えば、県の中で活かせれていないのではない
		カ ₂ 。
		一人の研究が一人のもので終わっている。それを共有化する
况		ことによって、さらに発展させることができるのではないか。
		極端なことを言いますと、授業をするのに指導案をつくる。
		すばらしい指導案を一人の教員が作ったとしても、それがゴミ
		箱に捨てられているのですよという話なんですね。
		そのところで、よい指導案があれば、良い指導案を使って、
		自分なりにさらに変えていく、自分の指導案に加えていくこと
		によって、さらに発展します。そういうシステムを県も作りま

***	すので、市町村も作ってくださいというような話がありました。
	これは、まさに上里町が行っている大学との連携した授業、指
	導力を高めるための研修の中で、沢山の指導案が書かれている。
	その沢山の指導案が、その年度で、その人のもので終わるの
	では無くて、共通のものとして使われるようになればいいなと
	思い、一応資料化はしてもらっています。それを今度はどう使
会	ってもらうか。どう学校へ求めて行こうかと思っているところ
	でございます。
	もう一つは、学校の文化の創造という言葉を使っておりまし
	た。その学校文化とはどういう文化なのか、一人一人の良さを
議	活かす学び合いを身につけさせていくこと。こういうことによ
哦	って、学校文化を創造させてくださいということです。
	これもかなり色々な意味で教員に、あるいは学校に発信して
	いかなくてはならないということだと考えております。まずは、
	教員が、あるいは学校が、自分の学校の自慢できるものを何か
進	作ろうという話をして、第1回目の校長会の折に、学校 PR 展
	をしようという提案をさせていただきました。自分の学校を
	PR、地域や保護者に対して、うちの学校はこういうことが自慢
	できる。
	こんなことに頑張っている。というようなことを、一枚・二枚の
行	模造紙程度にまとめて発信しようという話をしております。
	その機会がきましたら是非見ていただいて、ご批判、ご指導して
	いただければ大変ありがたいなと思っております。
	4月17日に北部地区の教育長会がありまして、組織改正につい
	て話がありました。
	県の教育委員会が組織改正をしておりまして、その情報が出され
	ました。スポーツ振興課という部署が教育委員会にありましたが、
	知事部局へ移動しましたということです。
	何をするかというと、若い子供たちのスポーツを高めようという
況	ことで、養成をいたしますということです。女子マラソンがさいた
	ま市で開かれます。今度計画しています。ラグビーのワールドカッ
	プが熊谷会場で開かれます。それらを所管するもので、教育委員会
	では、重すぎるということで、知事直属の県民生活部に移管した。
	それから浦和の県立図書館が閉館になりました。熊谷と久喜の
	2館体制になりました。今後は熊谷が中心の県立図書館体制になる
	のではないかと思っております。教育総務部に魅力ある高校づくり

		課というのが出来ました。
***************************************		スポーツ振興課が知事部局に移ったために、隙間ができたの
		でしょうか、新しい課を設置したようでございます。
		以上で報告とさせていただきます。
***************************************	委員長	ありがとうございました。教育長さんから、教育長会におき
会		まして、県の関根教育長さんより、県の教育行政についてお話
***************************************		をくださったということです。何か質問等ございましたら、よ
		ろしくお願いいたします。
議	川浦委員	学力調査のことで、たとえば現在4年生で、A、B、C さんが
时		いて、A の問題をした子供が、5年生になってまた同じ問題を
		行うのですか。
	教育長	5年生でも3パターン、6年生でも3パターン、中学生にな
進		っても3パターンです。国の言っているA問題、B問題という
		ことではないです。
		国の行っている学習調査は、A問題があって、B問題がある。
		基本的な問題と、応用問題がありました。そういうパターン
		ではではなくて、同じ傾向問題を3つ作ったものです。
行		
	川浦委員	たとえば、町内小学校の4年生が3パターンの内一つを受け
		る訳ですね。受けた子供は、次の5年生になった時に、その系
		統の問題をまた受けるということになるのですか。
		問題は比較するのですよね、4,5,6年生と受けることに
		よってどの位点数が伸びてきたか見てくる訳ですよね。
	赤石指導主事	はい、その中には、4年生で行った問題の中にも、5年生に
		比較できるような問題もあるということで、系統的にみられる
況		問題もあるということです。
	川浦委員	たとえばA問題で50点しか取れなかった児童が、5年生に
		なって、また同じ問題を受けて100点になったのならば効果
		が分るのだけれど、また5年生になってちがう問題を受けたの
		なら、また50%しか取れないということであれば、効果をど
		うやって計っていくのでしょうか。

	赤石指導主事	たとえば、面積の問題とか、4年生で習った問題を、5年生
		では、違う面積の問題を解くことによって、習熟度が比較でき、
		定着度が分ってくるということです。
	委員長	算数でいうと、4年生で習った図形の練習とか、5年生、6
		年生になると、同じ図形の領域なのだけれど、レベルが違う訳
会		で、同じ問題だと言ってはいても、学年進行によって成績が変
		化してきます。
	川浦委員	たとえば、4年生で50%、5年生になって50%、6年生
議		なっても50%であったらその児童はどう評価されるのです
时交		カ′。
	赤石指導主事	その児童によってその領域は苦手であったり、改善されたり
		とか、個別に分ってきますので、一人一人がどのように伸びて
進		きたかどうか分るようになります。
	教育長	いわゆる、総点数で比較する訳ではないですね。
-		
	川浦委員	グループ分けしているのですよね。
行		
-	教育長	テスト問題のグループ分けであって、受ける子どものグルー
-		プ分けではないですね。
-		受ける問題がグループ分けされているということです。
		同じ面積の問題でも、たとえば正方形の面積があるとして、
		辺の長さを変えてみてという話ですね。
		要するに、隣の子供と同じ問題ではないですね。領域は同じ
		ですけれど。A の問題は、B の問題より易しいということでは
-		ないです。
況		
	川浦委員	分けた意味が解らないですね。
	教育長	分けた意味は、1回で作って3年使える問題ですねというこ
		とです。
	赤石指導主事	問題が3種類のパターンがあることによって、今までは決ま

), Martin (a)) (1(3))) (11(3))) (11(3))) (11(3))) (11(3)
		った範囲でしか出せなかった問題が、より広く出題できますし、
		A、B、Cで必ず出る問題があります。この問題はA、B一緒の
		問題、B,C 一緒というように共通問題を比較していければ良い
		と思います。領域の同じ共通問題などある訳ですね。4年生5
		年生でより比較できるかなと思います。
会	教育長	要するに、4年生の時にはこれしかできなかったものが、1
		年間勉強することによって、その割合が伸びた。そういうこと
		は、3年生の学習の定着度よりも、4年生になってからの定着
		度の方が、5年生になってからの点数が伸びているということ
議		が、このA君は頑張ったのですね。ということですね。
哉		それが、4年生のとき定着があったのに、5年生の時は下が
		ってしまった。それはどこに原因があるのか、下がった原因が
		見つかると、その子供にこういう手だてを打てば、その子供を
		元に戻すことが出来るだろうという話ですね。そういう一人一
進		人のA君、B君、C君を追跡できるようにはなっている。個別
		的に指導ができるものですね。
-		それと、教室の流れがわかる。一番シビアなのは指導者です。
		指導者の指導がどれだけ、学年の子供たちの力を付けられた
-		かどうかが見えてしまう。今まで出来たのが、学年が変わった
行		ら下がってしまった。そこに問題があるのではないかと。
-		
		そこでは、先生が変わってしまったという原因が一つ考えら
-		れるのですね。
状		そうです。クラス替えがあり仲間も変わった。そういう中で
		も原因がつかめるし、それではどうしたらいいのかという、そ
		んなことを県では考えている。
況		難しいことですね。
1/1		
		難しいことです。単に A の問題が何点で、次のときも何点で
		すというだけでは絶対出てこない、相当これは比較し、調査し
		ていかないといけないです。
	× × ×	

		指導力が当然求められてくるものですね。
		学校教育を推進していく上では、学校文化の創造ですとか、
		重要なことを教育長さんに話をしていただきました。
		重要な議題ですので、是非とも指導室も頑張っていただきた
		いと思います。
		教育長報告についてはこれで終了してよろしいでしょうか。
会		
	教育委員	<結構です。>
	委員長	それでは、4教育長報告について終了いたします。
議		
	委員長	続きまして、5その他の事項ですが、何かございますか。
	事務局	<特にありません。>
		フトマル 何、ようでよので「ファルの声で」こ。マルタフ
進	委員長	それでは、無いようですので5その他の事項については終了
		いたします。
		次回の教育委員会は5月28日午後3時といたします。
		次回の教育委員会は6万20日 「後の時でいたします。
行		
		平成27年4月27日
		会議録署名委員(委 員 長)
状		会議録署名委員(教 育 長)
		会議録調整者 (学校教育課長)
況		

_	
会	
辛	
議	
進	
疋	
行	
, .	
, r is	
状	
況	
ÐL	

会	
苯	
議	
進	
仁	
行	
状	
況	
ÐL	